

福島県財務規則抜粋

(隔地払)

第 90 条の 3 会計管理者は、隔地の債権者に支払をしようとするときは、支払場所を指定し、関係の指定金融機関又は指定代理金融機関をして送金の手続をさせるものとする。

2 前項の場合において、会計管理者は、関係の指定金融機関又は指定代理金融機関に対し支払依頼書等を送付するとともに、債権者に対し支払場所が指定金融機関であるときは送金通知書(第 60 号様式)を、支払場所が郵便局(簡易郵便局法(昭和 24 年法律第 213 号)第 2 条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であって郵政民営化法(平成 17 年法律第 97 号)第 94 条に規定する郵便貯金銀行(以下「郵便貯金銀行」という。)を銀行法第 2 条第 16 項に規定する所属銀行とする同条第 14 項に規定する銀行代理業の業務を行うものをいう。以下同じ。)であるときは他店払送金通知書(第 62 号様式)を送付しなければならない。

(小切手、支払証又は送金通知書による償還請求に基づく支払)

第 96 条 出納機関は、既に債権者に交付した小切手について、小切手法(昭和 8 年法律第 57 号)第 72 条又は施行令第 165 条の 4 の規定により償還の請求を受けたときは、次に掲げる事項を調査し、償還すべきものと認めるときは、小切手払の方法の例により、その償還をしなければならない。

- (1) 当該償還請求が小切手法第 72 条の規定によるものであるときは、当該償還請求者は、失権当時正当な所持人であったか。
- (2) 当該償還請求が施行令第 165 条の 4 の規定によるものであるときは、当該償還請求者は、正当な所持人であるか。
- (3) 当該小切手は、支払未済のものであるか。
- (4) 当該小切手の記載事項は、その小切手原符(第 55 号様式)の記載事項と一致しているか。
- (5) 当該償還請求権について時効は完成していないか。
- (6) 当該小切手が亡失したものであるときは、その事由は何か。

2 前項の場合において、償還請求者は、同項の請求をするときは、小切手償還請求書(第 65 号様式)、小切手又は亡失小切手に係る除権決定(非訟事件手続法(明治 31 年法律第 14 号)第 148 条第 1 項に規定する除権決定をいう。)の謄本及び当該小切手に係る権利関係を示す書類その他出納機関が必要と認める書類を提出しなければならない。この場合において、償還請求に係る小切手の券面金額が 2 万円以下であるときは、管轄裁判所に対して公示催告(同法第 156 条に規定する公示催告をいう。)の申立てをした旨及び当該公示催告がなされたことを証する書面並びに当該小切手の支払に関しては一切の責任をもつ旨の誓約書(連帯保証人の保証のあるものに限る。)の提出をもって、又は当該小切手の支払に関しては一切の責任をもつ旨の誓約書(連帯保証人の保証のあるものに限る。)の提出及び第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券による担保の提供をもって、当該除権決定の謄本の提出に代えることができる。

- 3 前2項の場合において、償還請求に係る小切手が施行令第 165 条の5第2項又は第3項の規定により歳入に組み入れられ、又は納付された資金に係るものであるときは、これらの規定にかかわらず、第 81 条から前条までの規定の例により、その償還をするものとする。この場合において、償還請求を受けた者が公所の出納員であるときは、当該小切手の償還は会計管理者が行う旨をその者に告げるとともに、関係書類を審査して、これに意見を付し、会計管理者に進達しなければならない。
- 4 第1項、第2項前段及び前項の規定は、発行日付後1年を経過した支払証又は送金通知書による支払の請求を受けた場合について準用する。

(小切手支払未済繰越金の歳入への組入れ)

- 第 125 条 出納機関は、第 197 条の規定により関係の指定金融機関又は指定代理金融機関から小切手未払資金組入れ報告書(第 72 号様式の2)の送付を受けたときは、その内容を確認し、相違がないと認めるときは、これを支出権者を経て会計管理者に送付しなければならない。
- 2 会計管理者は、前項の規定により小切手未払資金組入れ報告書の送付を受けたときは、その内容を知事に通知しなければならない。

(現金払資金支払未済金及び隔地払資金支払未済金の歳入への納付)

- 第 198 条 指定金融機関及び指定代理金融機関は、出納員現金払又は隔地払の方法による支払をするため交付を受けた資金のうち、資金交付の日から1年を経過しまだ支払を終わらない金額に相当するものについては、その送金を取り消し、毎月分を取りまとめて翌月 10 日(その日が休日等に当たるときは、これらの日の翌日)までに歳入に納付し、同月 13 日までに隔地払等資金支払未済金納付報告書を会計管理者に送付しなければならない。